

## 第161回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

- 1 開催日時  
令和6年3月6日（水）  
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所  
千葉県森林会館5階 第1会議室
- 3 出席者  
【委員】  
青山定敬委員（部会長）、鎌田直人委員、高橋輝昌委員、原啓一郎委員  
【職員】  
佐藤森林課長、出口林地対策室長 他
- 4 議題  
（1）審議事項  
議案1「林地開発許可案件」について
- 5 審議結果  
上記の議案1に係る第1号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【変更】土石等の採掘及び工場、事業場の設置（砂利採取及び鉄塔の移設）について]

委員：苗木を植えるところに表土を1m埋め戻して植栽する計画となっているが、表土は今回の拡大を行う法面から採取されたものを敷きならすということか。

事務局：今回の拡大部分に限らず、切土をしている箇所の表土を確保している。

委員：表土を植栽部分に1mで敷きならすということで、実際にはどのくらいの量が必要になるのか。造成森林の面積とつり合いが取れていない気がする。

事務局：こちら（図示）が確保している表土で、順次確保していくこととなる。

委員：前にも議論になったが、ずいぶん長いこと置いておくことになっている。ただ、十分な量が確保されているということか。

事務局：はい。

委員：土砂の洗浄について、洗浄過程で発生する使用用途のない脱水ケーキは、現地に埋め立てるということか。あるいは、事業区域外へ持ち出すのか。

事務局：場内処理をする計画となっている。

委員：その場に残されるということか。

事務局：事業者を確認したところ、法面に脱水ケーキを覆土した上で植生シートによる法面保護を行うことや、浸透池の深い部分の埋め戻しに使用することを考えているとのこと。

委員：その後、問題を起こすようなものではないということか。

事務局：はい。

委員：脱水ケーキは砂から生み出されたものだと思うが、その処理に関して、事業区域外に持ち出さなければ問題ないという理解か。

事務局：はい。

委員：事業区域が国有林に接しているように見えるが、問題ないのか。

事務局：国有林については、残置森林の外周から一番狭いところでも7m程度離れていることを確認している。また、こちら側（図示）について、事業者を確認したところ、これ以上拡大する予定はないとのことである。

委員：切土について、従来は1:1.0の45度の急勾配で切土していたが、今回、1:1.2の約40度で切土する計画となった理由は。

事務局：堅くしまった砂に関しては、1:1.0で切土できることとなっているが、実際には、風化してしまえば斜面の崩落や洗堀が生じることが考えられる。新しく拡大する部分については、できる限り緩く切土をするように事業者を指導した結果、約40度の勾配となった。

事務局：本案件の斜面は砂岩が基岩となっているが、この写真を確認すると一部の層が抜けてしまっている。現地は様々な土質の互層になっており、それらが切土して表に出たことによって風化して岩ではなくなってしまう。本県ではこのような事例が多いことから、森林審議会の指摘を十分踏まえながら、県産業振興課を通じて、砂利採取組合等を指導している。

県としては、斜面の勾配35度、小段の高さは法面の維持管理を考慮して5mとして指導するところだが、既往の砂利採取の法面との擦り付けの関係もあり、勾配40度で10m毎に小段を設置する計画となった。今回の案件

のように、斜面の崩落や中抜け等がないように事業者を指導している。

委員：確かに小段幅も2mということで、これだけの斜面高さがあれば、もっと広い方が安全なのだが。

事務局：今まで高さ10mごとに小段を設置すれば良かったところ、5mごととなると小段が2段となり、事業者側からすれば作業が増加するため、コスト面で不利になるというのが現状である。

委員：現状、仮設浸透池を使っているとのことだが、今までの工期を考慮すれば、計画にあるW2、W3の本設の浸透池を設置していなければならないと思う。現状の仮設のままというのは、どのような理由か。

事務局：現地を掘削・拡大している関係で、申請書の位置に浸透池がなく、こちらの(図示)仮設浸透池を使っている状況である。砂利採取は、掘削の進捗に応じて仮設浸透池を拡大し、位置を変えながら設置していくこととなっているが、計画の地盤高に近い段階まで掘削が進んでいる場合には、申請書の計画位置に浸透池を設置するよう事業者を指導している。

委員：仮設浸透池の設計必要容量は問題ないのか。必要容量をきちんと確保しているのか。また、現在、仮設浸透池が作られているのであれば、それを活かして、本設の浸透池として計画すれば良いのではないか。

事務局：仮設浸透池の容量については、後日、調査した上で回答する。また、砂利採取は、山の上部から徐々に掘削が進められるため、仮設浸透池を適宜、拡大し位置を変えながら設置していくこととなっている。本案件では、掘削が進み大面積の平地が存在しているため、現在の仮設浸透池の位置で本設として設置して良いのであれば、事業者は計画変更をすることとなる。仮設浸透池は、維持管理として浚渫をしなければならない状況ではあるが、現在、どれだけの容量を確保しているのか、将来の採取計画に支障があるのかどうか、また、今回申請されている浸透池を本当に設置するのかどうか等について、事業者に確認して回答する。

委員：窪地なので、どちらかといえば雨水等が滞水しやすい印象を受けるが、植栽した樹木がきちんと育つのか。覆土が1m程度と計画されているが、それで問題ないのか疑問がある。

事務局：雨水等が滞水すれば、結果として湿地状態となってしまうので、そのような場合には、地下に透水層があれば浸透トレンチを設置して水はけを良くする等、植栽に支障がないようにする対策を検討する必要がある。

委員：ぜひ検討をお願いする。なお、新しく掘削する場所は、高さが130mとかなり高い切土作業となるので、安全を十分に期して施工するようにお願いしたい。

委員：平成4年から事業が始まっているが、一番初めの緑化は令和元年に行われたとの説明があった。令和元年に緑化した部分は4年ほど経過しているが、きちんと生育しているのか。計画どおり全体工事が令和8年に終わったときに、きちんと緑化がされていないと、斜面が次から次へと崩落してくるのではないかと心配される。

事務局：撮影した時期が冬季であるため、草本が茶色に見えるが、夏季には全体が緑で生い茂っている状況であることを確認している。